

開会の日 令和7年12月15日（月）
場 所 委 員 会 室

◆出席委員（7人）

委員長	森	要
副委員長	中 田	利 昭
委員	水 上	雅 廣
委員	澤	史 朗
委員	住 田	清 美
委員	前 川	文 博
委員	高 原	邦 子

◆欠席委員（なし）

◆説明のため出席した者の職氏名

市長	都 竹	淳 也
副市長	藤 井	弘 史
総務部長	岡 田	浩 和
総務部次長兼総務課長	上 畑	浩 司
人事課長	今 井	進
税務課長	宮 垣 津	治 美
人事課長補佐兼人事給与係長	田 中	裕 子
市民福祉部長	野 村	賢 一
市民福祉部次長兼総合福祉課長	都 竹	信 也
市民福祉部参事兼子育て応援課長	舟 本	智 樹
地域包括ケア課長	佐 藤	博 文
総合福祉課長補佐兼障がい福祉係長	籠 戸	重 明
地域包括ケア課高齢支援係長	渡 邊	郁 絵
子育て応援課保育園係長	上 野	峻
建築企画監	田 中	義 也
建築住宅課長補佐兼管理営繕係長	澤 田	充 弘
河合振興事務所長	三 井	大 輔
河合振興事務所次長兼地域振興課長	川 邊	哲 生
河合振興事務所地域振興課産業振興係長	柏 木	俊 和
宮川振興事務所所長心得兼地域振興課長	清 水	則 久
宮川振興事務所地域振興課長補佐兼産業振興係長	土 田	憲 司
教育長	下 出	尚 弘
教育委員会事務局長	大 庭	久 幸
スポーツ振興課長	西 田	博 和
スポーツ振興課長補佐	中 垣	浩 太郎
スポーツ振興課スポーツ振興係長	上 田	実

消防長	堀 田 文 二 郎
消防本部予防課長	原 保 宏
消防本部予防課長補佐	中 林 和 幸

◆職務のため出席した
事務局員

議会事務局長	砂 田 健 太 郎
書記	倉 坪 正 明

◆ 本日の会議に付した事件

1. 付託案件審査

- 議案第107号 飛騨市議会議員及び飛騨市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第108号 飛騨市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議案第109号 飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第110号 飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第111号 飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第112号 飛騨市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第113号 飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第114号 岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について
- 議案第115号 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について
- 議案第116号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について
- 議案第117号 指定管理者の指定について（飛騨市河合健康増進施設（ゆうわ〜くはうす））
- 議案第118号 飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第119号 指定管理者の指定について（飛騨市種蔵山里の暮らし体験施設）
- 議案第120号 飛騨市保育所条例の一部を改正する条例について
- 議案第121号 飛騨市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 議案第122号 飛騨市養護老人ホーム設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第123号 飛騨市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例について
- 議案第124号 指定管理者の指定について（飛騨市神岡ことばの教室）
- 議案第125号 指定管理者の指定について（飛騨市障がい者グループホーム）
- 議案第126号 飛騨市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例及び飛騨市国民健康保険病院事業及び飛騨市国民健康保険直営診療所の使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第127号 指定管理者の指定について（飛騨かわいスキー場）
- 議案第128号 飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例について

2. その他

(開会 午後 1 時00分)

◆開会

●委員長 (森要)

ただいまより第11回総務常任委員会を開きます。本日の出席委員は全員であります。

会議録署名は、委員会条例第30条の規定により、委員長がこれを行います。

当委員会に付託された案件は、お手元に配付のとおりです。

審査に入る前にお願いをします。委員の発言はまず挙手をし、委員長の指名を受けた後、マイクを使い、自己の名前を教えてください。質疑は一問一答制とし、要領よく簡潔に行われますようお願いいたします。

次に、理事者側の説明において、議案の朗読を省略することとします。また、部長以外の職員が説明及び答弁をする場合は、委員長の指名を受けた後、課名と氏名を告げてから発言してください。

以上、御協力をお願いします。

◆ 1. 付託案件審査

議案第107号 飛騨市議会議員及び飛騨市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例について

●委員長 (森要)

それでは、付託案件の審査を行います。

議案第107号、飛騨市議会議員及び飛騨市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。説明を求めます。

(「委員長」と呼ぶ声あり) ※以下、この「委員長」と呼ぶ声の表記は省略する。

●委員長 (森要)

岡田総務部長。 ※以下、この委員長の発言者指名の表記は省略する。

□総務部長 (岡田浩和)

それでは、よろしく申し上げます。

議案第107号、飛騨市議会議員及び飛騨市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例について。

飛騨市議会議員及び飛騨市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

恐れ入ります。5ページの要旨を御覧ください。よろしいでしょうか。それではまず、3行目になります。

提案理由になります。公職選挙法施行令の改正に伴う改正ということで、次の制定改廃の根拠になります。公職選挙法施行令の一部を改正する政令により公職選挙法施行令が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、条例の概要です。改正の趣旨としましては、物価の変動等を踏まえました公職選挙法施行令の一部改正に伴いまして、国政選挙における選挙運動用ビラの作成等の公営に要する経費に

係る限度額が引き上げられたことから、公職選挙法施行令に規定する額を準用している飛騨市議会議員及び飛騨市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正するというものでございます。

次に、改正の内容でございますが、1つ目に公職選挙法施行令第109条の8に規定する選挙運動用ビラ1枚当たりの作成単価の基準限度額の改正。金額は記載のとおりになります。

2つ目、公職選挙法施行令第110条の4第2項第1号イに規定する選挙運動用ポスター1枚当たりの作成単価の基準限度額の改正ということで、金額については記載のとおりでございます。

市民等への影響等としましては、立候補される方にとっては有利になる改正というふうになります。

施行日です。1つ目、公布の日。2つ目、改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後、その期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については従前の例によるというものでございます。以上でございます。

●委員長（森要）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（前川文博）

選挙関係の選挙公営ということで、前回の議員定数等特別委員会の中から出てきて市のほうでやっていただいたということなんですけども、今、このポスターとビラのほうの単価の改正、物価が高くなったということであったんですけども、ちょうどポスターの話になるんでちょっと確認したいんですが、自治体によってなりでポスターの枚数の上限が掲示場の数の1.2倍とか1.3倍とか1.5倍とかそれぞれあるんですけど、飛騨市の場合はポスターの掲示場の枚数なんですけど、その辺の検討というのは何かされたとかありますか。

●委員長（森要）

答弁願います。

□総務部長（岡田浩和）

本市におきましては、ポスター掲示場の枚数ということで特段1.2倍にするとかという検討はしておりません。

○委員（前川文博）

確かにポスターの掲示場だけ貼ればいいんですけども、特に冬ということで風も強く雪で破れたりするということがありますので、これができる時にほかのところで聞いてたときに、うちは1.5倍まで作成費は面倒見ますよというところもありましたので、要は立候補する方の成り手不足とかそういうこと、立候補の障害をなくしていくという部分だったので、ちょっとその辺はまた今後検討していただけたらと思うんですが、どうでしょうか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□総務部長（岡田浩和）

他市の状況とかも確認しまして検討させていただければと思います。

●委員長（森要）

そのほかに質疑はございませんか。

(「なし」との声あり)

●委員長 (森要)

質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

●委員長 (森要)

討論なしと認め、討論を終結します。これより採決をします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

●委員長 (森要)

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定しました。

◆議案第108号 飛騨市職員定数条例の一部を改正する条例について

●委員長 (森要)

次に、議案第108号、飛騨市職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題とします。説明を求めます。

□総務部長 (岡田浩和)

議案第108号、飛騨市職員定数条例の一部を改正する条例について。

飛騨市職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

恐れ入ります、4ページの議案要旨のほうを御覧ください。3行目になります。

提案理由につきましては、消防機関の職員定数見直しに伴う改正でございます。

制定改廃の根拠等、市の独自の改正ということです。

条例の概要です。現在、消防機関職員数は定数でございます78人で組織をしております。今後の中長期的な見通しから次の課題に対応するため、職員定数を4人増加し82人とするものでございます。

まず1つ目です。岐阜県防災航空隊への派遣継続で1人増。次に、救急対応件数増加に伴う体制強化で1人増。令和16年度の複数退職に備えた職員の平準化で2人増ということになります。

なお職員定数の総数は変更せず、市長部局の事務局を447人から4人減ずるというものでございます。

市民等への影響等は、定数増によりまして安定した消防業務を行うことができるというものでございます。

施行日は令和8年4月1日。以上でございます。

●委員長 (森要)

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

○委員 (住田清美)

消防の安定業務のために人数を増やすということなんですけれども、今、ここの上の消防の航空隊への派遣継続ということは、今現在もこれは派遣がされておるのでしょうか。おるのですか。

らここから見ると 1 名減というか、少ない中で消防業務をやられておるといことになるんですが、支障となるところはないでしょうか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□総務部長（岡田浩和）

令和 8 年度から 10 年度にかけて岐阜県防災航空隊に 1 名派遣します。その後も令和 11 年は空くんですが、令和 12 年、13 年と岐阜県の消防課へ輪番で派遣することが決まっております、今後も継続して、このように県への派遣が計画されているところです。

○委員（住田清美）

今現在はここに派遣されていないということで、令和 8 年からということよろしいでしょうか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□総務部長（岡田浩和）

そのとおりでございます。

●委員長（森要）

ほかに質疑はございませんか。

○委員（中田利昭）

総数変わらず消防機関 4 人増ということですが。もう現在、82 人体制になっているのか、来年の 4 月から 82 人になるのかを教えてくださいたいです。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□総務部長（岡田浩和）

現在は令和 7 年 4 月 1 日に条例定数の 78 名になっておるところです。今年度末も若干の退職予定もあり、いきなり 4 名が増えるものではございません。

●委員長（森要）

ほかに質疑はございませんか。

○委員（前川文博）

今、職員のほうが定数割っているということで足りないということは分かっているんですが、そこで今度、市の事務部局から 4 人減るんですけども、今現状、市の職員というのはどれぐらい定数割れをしている状況ですか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□人事課長（今井進）

全体の職員定数、条例上は 593 人になっておりますが、実人数にいたしますと令和 7 年の 4 月 1 日現在で 487 人でございます。

○委員（前川文博）

100 名ほど少ないんですが、これで十分今できるんでしょうか、何か支障が出ているとか、その

辺はどうか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□総務部長（岡田浩和）

市の行政がという意味でよろしかったでしょうか。職員がやはり不足しておりますので、苦しい中で対応しているというのが現状だと思います。

△市長（都竹淳也）

条例定数と実際の定数って実は全然違いまして、かけ離れてるんですね。なので、条例の定数ではなくて実際の定員適正化計画で計画立てて運用してるんですけど、それに比べてやっぱりちょっと不足してるという状況ですね。

年によっても違うんですね。あと定数をどう見るかということもあって、かつては例えば、病気休暇、産前産後休暇、育児休暇という人も全部実数の中に入れてたんですけど、もう今それをやってしまうともうあちこち欠員が出まくるものですから、それは別枠にして、実際にいる人数というものを定めながら、その中でやっていくという形になってます。

ただ、年によっても違いますし、年度内にも採用しますので増減するんですが、全体的にするとやっぱり職員数としては厳しい、苦しいという感じを持ちながら市政運営をやっているということです。

○委員（高原邦子）

では、その条例での定数というのはどういった意味をなすんですか。そこまでいかななくてもいいんだったら、何のために今100名とかかけ離れているような状態で、そこまでやらなくてもいいという、593人ですか、それを超えるといけませんよとかそういう決まりなだけで、うんと少なくともいいとか、そういった縛りとか、いろんな規制はないんですか。条例定数なんて出さなくてもいいような気がするんですけど、どう捉えたらよろしいのでしょうか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□総務部長（岡田浩和）

法の考え方でいきますと定数内で職員がいれば守っている状態ということになるだけですので、現在、実際には先ほど申し上げたすごい少ない人数ではありますが、特段実数に合わせて毎年構うようなこともやはり現実的ではございませんので、現状のままでいっておりますし、繰り返しになりますが、定数内であれば違法にはならないという形で進めさせていただいております。

○委員（高原邦子）

人件費というか職員の給料とかは予算の中では大変なところを占めるからとても大切な採用というのはあると思うんですけど、でも、実際働いている職員が本当に困ってしまっているような状況は、これは避けていかなきゃいけないんですが、その辺はどのように考えていらっしゃいますか。

少なければそんだけ人件費かからないかもしれませんが、1人当たりの採用されている皆さん、働いている皆さんにとっては、やっぱり採用してもらったほうが楽になると思うんですけど

ど、その辺の基準というか、様子見はどの辺をメルクマールとしてやってらっしゃるのか、お伺いします。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□総務部長（岡田浩和）

職員については、正職員についても会計年度職員についてもいずれにしても欲しいばかりです。

正職員については今ですと第 4 回まで採用募集している状況です。それでもやはり人が集まらないという現状です。会計年度任用職員についても昔は結構な方が応募してくださったんですけど、やはりそこにも応募してくださらないということで、どれだけでも職員を増やすと言いますか、定数のところに近づけながら極端な負担がないように進めたいというふうには思っているんですけど、現実的には応募が少なくて苦しんでいるんですが、それでも何回か応募を重ねたりですとか、あるいは方法を工夫して対応しているという状況でございます。

○委員（高原邦子）

そうしますと究極的に考えると、市が本当は市にしてもらいたい仕事もやっぱりできませんというふうに、いろんな要望とか職員の対応ができないからということが増えていくんじゃないかと思うんですね。そうすると市民のために地方自治体というのはあると思うんですが、事業とかいろいろ施策に対して割けないような状態になっていくことに対してどのように考えていきますか。職員がいないからもうしょうがない、諦めてくれというふうにするのか。そうやってしまいますよね、究極的に考えれば。いないんだから。その辺どう考えていらっしゃるでしょうか。

△市長（都竹淳也）

全体的な流れの一般論でいくと、やっぱりこれから人が減っていく一方ですから、今までみたいに全てやるということとはできないということは間違いなくあると思います。

人が取りにくくなる上に、最近また 1 月に有志の首長の会で議論するんですけど、職員が流動化して退職の人がすごく多くなってきて、どの自治体もそうなんです。まだうちいいほうで、すさまじく辞めている自治体もたくさんある。それはかつてだったら公務員を辞めるってまずあり得なかったのが、よほどのことじゃないかと思われるんですけど、今やもう普通に辞める社会になってるんですね。

ということなので、職員の経験値自体も、全体的に組織の経験値も落ちていくということになってくるので、それからそれに加えて働き方改革ではありませんが、残業しないというのがもう基本ルールみたいになってきてますから、そうするとやっぱりかつての役所の仕事の仕方をもう根本的に見直していかないとこれからの時代に合った仕事はできないだろうなと思っているので、結果、これまで市役所がやってたサービスのことが縮小されるということは、これはもうやむを得ないんじゃないかと。

ただ、それをいかに抑えながらやっていくかというのが日々悩みでありまして、なので民間に委託して、それを生業としている会社があるならそこに仕事として出していくとか、あるいは派遣の人を使ってカバーできる場所は派遣でやっていくとか。

あと、職員の育成も変わってきますので、ジェネラリストの育成ということがもう今、退職までいるという前提が取れないので、そうするといてくれる期間だけ走り切ってくれればいいみた

いな考え方を取らないといけませんから、そうするとやっぱり得意分野を最大限生かせるような人事ということにもなってくるし、今、本当に大変革期で、特にコロナの後これが顕著になってきているので、もうまさしく今始まったって感じなんですけど、これはもういろいろ見直していかなきゃいけないなと思っております。

○委員（住田清美）

すみません、ちょっとまた消防のほうに戻させていただいて、消防の関係が定数が4人増えるということで、施行日は来年の4月1日ですので令和8年度以降の採用になると思うんですけども、これ一遍に4人募集をかけるということですか。それとも計画年度によって増えていくんですか、その辺っていかがなんでしょうか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□消防長（堀田丈二郎）

実際は採用は平滑化して優秀な人材を継続して確保するのも目的ですので、一度に4人採用するのではなくて、計画的に毎年採用していくようにしております。ちなみに令和8年度は3名採用の予定です。

●委員長（森要）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

討論なしと認め、討論を終結します。これより採決をします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（森要）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定しました。

◆議案第109号 飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
及び

議案第110号 飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

●委員長（森要）

次に、議案第109号、飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について及び、議案第110号、飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についての2案件を、会議規則第96条の規定により一括して議題といたします。説明を求めます。

□総務部長（岡田浩和）

議案第109号、飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

恐れ入ります、60ページまで飛んでいただけますでしょうか。議案の要旨のほうで説明をさせていただきます。

それでは、提案理由です。人事院勧告に基づく給料表、通勤手当、宿日直手当及び初任給調整手当の額、期末手当、勤勉手当の支給月数の改定に伴う改正ということです。

制定改廃の根拠等で、本年の給与勧告のポイントと給与勧告の仕組みということで、ここに記載させていただいております。

給与調査がこちらの月例給とボーナスということになります。

次の一般職の給与改定の内容としましては、月例給で若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げということになります。

ボーナスにつきましては、民間の支給割合との均衡を図るため、期末手当や勤勉手当の支給月数を0.025月分ずつ引上げ、通勤手当は自動車等使用者に対する通勤手当について民間の支給状況等を踏まえ200円から7,100円までの幅で引上げ、宿日直手当は宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、300円から1,500円の幅で引上げというものです。

条例の概要が、第1条で人事院勧告に基づく給料表、通勤手当、宿日直手当、初任給調整手当の額を改正して、令和7年4月1日に遡って適用させていただくものです。

2つ目のほうが、1条と2条になりますが、人事院勧告に基づき、常勤職員の期末手当及び勤勉手当の期別支給月数について改正するもので、令和8年度においては、6月期と12月期の支給月数が均等になるよう配分するものです。

次のページの61ページを御覧ください。これが先ほどの第1条関係と第2条関係で、期末手当と勤勉手当の支給月数のことを記載しております。

通勤手当につきましては、この表になっておりますけど、10キロ以上15キロ未満のところから200円が上がってくるというものです。

その下の段の支給月数につきましては、令和7年度につきましては12月期でその分を上げまして、令和8年度で2つに分けて支給するというようなものです。

62ページは今の特定管理職員のものと同任職員との支給月数です。

市民への影響等で財政負担の増加。影響額としまして、1億6,041万5,000円、720人でございます。

施行日が第1条は公布の日。適用日が令和7年4月1日。第2条が令和8年4月1日ということになります。これが議案第109号になります。

続きまして、議案第110号をお願いいたします。

それでは、議案第110号、飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について。

飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

恐れ入ります。6ページまでお願いいたします。提案理由につきましては、先ほどと同じで人

事院勧告に基づく給料表、期末手当、勤勉手当の支給月数の改正に伴う改正でございます。

制度の改廃の根拠等につきましては、月例給とボーナスだけということになります。

条例の概要としましては、こちらも同じように給料表については、令和7年4月1日に遡って適用するものですし、第1条、第2条関係につきましては、令和8年度分で6月期と12月期を均等になるようにするというものでございます。

次の7ページを御覧ください。

市民等への影響等につきましては、財政負担の増加、30万2,000円。

施行日が第1条関係が公布の日、適用日が令和7年4月1日。第2条が令和8年4月1日。以上でございます。

●委員長（森要）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（前川文博）

今、説明でざっとはあったんですが、ここ数年、賃金が全国的に上がっているということで、公務員のほうもどんと上がってきているんですけども、今回は若いほうに重点を置きながら全体的という話でしたが、例えばピンポイントでどの辺でどれぐらいというようなことが言えるようであれば。去年は下が上がって上のほうは上がってないので、多分下と上、給与表とかでもびつと詰まってきてたんですけども、その辺をお願いします。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□総務部長（岡田浩和）

議案第109号の63ページを御覧ください。よろしいでしょうか。

こちらに行政給料表（一）の月例給の改定の改定率を載せております。

1級から7級まで載せておりますけど、1級分が国が5.2と2.8、飛騨市の場合ですと5.4と7級で2.9とこういうような各級の中での上げ幅というふうになっております。平均の改定金額が一番右の端の金額ということでよろしいでしょうか。

●委員長（森要）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

討論なしと認め、討論を終結します。これより採決をします。採決は個々に行います。

最初に、議案第109号について採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（森要）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定しました。

次に、議案第110号について採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（森要）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定しました。

◆議案第111号 飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について及び

議案第112号 飛騨市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

●委員長（森要）

次に、議案第111号 飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について及び、議案第112号 飛騨市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についての2案件を、会議規則第96条の規定により一括して議題といたします。説明を求めます。

□総務部長（岡田浩和）

それでは、議案第111号、飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。5ページまで、すみません、お飛びください。

まず、提案理由でございますが、人事院勧告に基づく市職員の給与改定に伴う常勤の特別職職員の期末手当の支給月数の改定に関する改正ということでございます。

制定改廃の根拠等につきましては、常勤の特別職職員の期末手当の支給月数につきましては、これまで市職員の給与改定に合わせ改正を行ってまいりました。今回の人事院勧告に基づきました市職員の給与改定に準じ、市の常勤の特別職職員の期末手当の支給月数についても改定を行うものでございます。

こちらに参考として載せておりますが、ボーナスのところは民間が4.65、公務の支給月数が4.6ということで0.05月分ということです。

条例の概要です。市職員の例に準じ、期末手当の支給月数を次のように改正するというので、第1条関係としまして、本年12月期の期末手当の支給月数を0.05月分引き上げる。

第2条関係で第1条の引上げについて、令和8年度以降は6月期及び12月期の支給月数が均等となるように配分するというので、

市民等への影響等は、財政負担の増加、影響額は9万9,000円。

施行日につきましては、第1条が公布の日。適用日が令和7年12月1日。

第 2 条が令和 8 年 4 月 1 日でございます。

続きまして、議案第 112 号をお願いいたします。

議案第 112 号、飛騨市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について。

飛騨市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

こちら 5 ページになりますが、今ほど説明しました特別職職員と同じ内容となっておりますので、ここは省略させていただきます。以上でございます。

●委員長（森要）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論は、議案番号を述べて行ってください。どうですか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

討論なしと認め、討論を終結します。これより採決をします。採決は個々に行います。

最初に、議案第 111 号について採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（森要）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定しました。

次に、議案第 112 号について採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（森要）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定しました。

◆議案第 113 号 飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

●委員長（森要）

次に、議案第 113 号、飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。説明を求めます。

□総務部長（岡田浩和）

議案第 113 号、飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について。

飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

恐れ入りますが、5 ページを御覧ください。3 行目になります。

提案理由につきましては、市の常勤の特別職職員及び教育長の期末手当の支給月数の改定に伴う議会議員の期末手当の支給月数の改定に関する改正でございます。

制定改廃の根拠等につきましては、議会議員の期末手当の支給月数につきましては、これまで市の常勤の特別職職員及び教育長の期末手当の支給月数に合わせて改正を行ってまいりました。今回、市職員の給与改定に準じまして、市の常勤の特別職職員及び教育長の期末手当の支給月数を改定することから議会議員の期末手当の支給月数に関しても改定を行うものでございます。

内容としましては、0.05月を引き上げるといふものです。

条例の概要につきましては、先ほどと同じように12月期で0.05月を引き上げまして、令和8年度の6月期と12月期に均等になるように分けるというもので、市民等への影響としましては、財政負担の増加、21万2,000円。

施行日につきましては、公布の日と令和7年12月1日。第2条関係が令和8年4月1日ということでございます。以上でございます。

●委員長（森要）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

討論なしと認め、討論を終結します。これより採決をします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（森要）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定しました。

◆議案第114号 岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について
から

議案第116号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について

●委員長（森要）

次に、議案第114号、岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議についてから、議案第116号岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議についてまでの3案件を、会議規則第96条の規定により一

括して議題といたします。説明を求めます。

□総務部長（岡田浩和）

それでは、この議案第114号から議案第116号までにつきましては、ちょっと複雑なところもございましたので資料のほうを準備させていただきました。議案第114号から議案第116号、岐阜県市町村会館組合の解散説明資料という横長の資料を御覧ください。よろしいですか。すみません。

それでは、この横長の資料の一番上が四角く囲んであるかと思うんですが、その下からになります。

議案第114号から議案第116号までは、地方自治法290条の規定により議会の議決が必要となるということがまず1点目です。

その次の中黒のところです。①から⑧までの団体が、ふれあい会館で業務を行っているため、その事務所の入居費等を①の市町村会館組合が処理しているということなんですが、これを図に表したのが一番上のものになります。

これがふれあい会館の13階というふうに見ていただきますと、左にあります①の市町村会館組合、これが一部事務組合になります。

下におりまして、②の退職手当組合、これも一部事務組合です。

一番右に行ってくださいまして③の市長会、④の市議会議長会、⑤の町村会、⑥の町村議会議長会、⑦の市町村振興協会、⑧市町村職員共済組合ということで、これが8つの団体という意味でして、その中でその事務をしているのが市町村会館組合が処理しているというのがその赤塗りのところなんです。

次の中点のところなんです。この処理をする職員は、⑤町村会職員が①市町村会館組合と②退職手当組合に所属して事務を行っているというのがこの図でいきますと右側にあります緑の枠の⑤の町村会の職員が9人みえるわけですけど、左側に行きまして、①のほうに4人、②のほうに5人ということで、そのような事務をされてみえたということです。

次に、また下に降りていただいて、赤字のところなんです。議会を異にする①②の一部組合が共存することで、例規の制定改廃や事務の効率化の面で問題が生じていたということです。

次に、①市町村会館組合の事務を整理し、令和8年3月31日に解散するというので、今ほど申し上げた赤字で書いた制定改廃の事務ですとか事務の効率化の面で問題があったので、解散をしたいということです。

それをやっていくためには、その下にあります一部組合である①市町村会館組合の解散に伴い、事務を承継させるためには地方自治法には事務を承継させる場合の規定がないということから、地方自治法施行令の規定によりまして、特別の定めを追加する規約の変更が必要になるということです。こういうような背景があって今回の上程になっておるということです。

ここにあります黒い太字で塗ってありますが、議案第114号、岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議についてということで、この規約を変更するためには関係団体の協議により決定し知事の許可が必要なことから、関係団体の議決を求めるものということです。

どのような変更をするかといいますと、そこに米印で書いてありますが、規約の第12条の内容を追加することになるんですが、組合の解散に伴う事務の承継にあっては、組合を組織する市町村がその議会の議決を経て行う協議をもって定めるということです。こういうことが議案第

114号に出てくるということです。

次に、議案第115号、岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議についてということで、今ほど申しあげました議案第114号の変更協議が認められれば、①市町村会館組合を解散し事務を承継させ、財産を処分する協議ができるようになるため、関係団体の議会の議決を求めるものということで、議案第114号をお認めいただいて議案第115号に流れてくるという流れです。

一番最後の議案第116号です。これは、岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組規約の変更に関する協議についてということで、これも同じように、議案第115号が認められれば①の市町村会館組合が解散することによりまして、②の退職手当組合の構成員になっておったんですが、そこから削除されますので②の退職手当組合の団体の減少と規約の変更が必要となりまして、関係団体の議会の議決を求めるものというところです。全てをまとめますと、市町村会館組合が解散するために規約変更をして、さらにそれを受けた上での解散と財産処分、そして退職手当組合からの脱退のための規約変更ということになります。これが議案第114号、議案第115号、議案第116号の議案の要旨をまとめて説明させていただいたものです。

議案のほうに戻っていただきますと、まず、議案第114号につきましては、今ほど申しあげたものが3ページを御覧ください。

右側の改正案のところ、規約に第12条としてこのような内容のものを追加するというです。議案第115号の2ページを御覧ください。よろしいでしょうか。

議案第115号の2ページが、議決をいただいた後に同意書として提出させていただく内容になりますが、下のほうにあります解散の期日は3月31日をもって解散する。2番目に解散に伴う財産処分、3番目に解散に伴う事務の承継等ということで、このような内容のことの同意をさせていただくというものになります。

議案第116号については、退職手当組合から市町村会館組合が抜けるということで、そこを削りますので、この改正が令和8年4月1日から施行するというような内容となっております。

ちょっと大きく複雑な説明になって申し訳ないんですが、このような内容となっておりますのでよろしく願いいたします。

●委員長（森要）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論は、議案番号を述べて行ってください。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

討論なしと認め、討論を終結します。これより採決をします。採決は個々に行います。

最初に、議案第114号について採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

●委員長 (森要)

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定しました。

次に、議案第115号について採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

●委員長 (森要)

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定しました。

次に、議案第116号について採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

●委員長 (森要)

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定しました。

◆休憩

●委員長 (森要)

ここで、説明職員入替えのため暫時休憩とします。

(休憩 午後 1 時51分 再開 午後 1 時52分)

◆再開

●委員長 (森要)

休憩を解き、会議を再開します。

◆議案第117号 指定管理者の指定について (飛騨市河合健康増進施設 (ゆうわ〜くはうす))

●委員長 (森要)

議案第117号、指定管理者の指定について (飛騨市河合健康増進施設 (ゆうわ〜くはうす)) を議題とします。説明を求めます。

□河合振興事務所長 (三井大輔)

それでは、議案第117号、指定管理者の指定について (飛騨市河合健康増進施設 (ゆうわ〜くはうす))、御説明をさせていただきます。

施設の名称は、飛騨市河合健康増進施設 (ゆうわ〜くはうす) でございます。

指定管理者となる団体の名称は株式会社飛騨ゆいでございます。

指定の期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和13年 3 月31日までの 5 年間となります。

それでは、附属の資料のほうを御覧ください。 1 ページでございます。

このゆうわ〜くはうすでございますが、指定管理料が 1 年間で 2,110 万円、5 年間で 1 億 550 万円となっております。

5 ページをお願いいたします。内容審査に係る提案書でございます。

この施設でございますけれども、大体年間約 2 万 5,000 人をめどに計画をされております。

地元住民と連携をより密にし、地域に愛される施設運営を行っていただいております。また、利用者の利便が図れる質の高いサービスの提供ということでこの建物自体が築 30 年たっておりますけれども常に清掃を心がけ、お客様に気持ちよく利用していただくように努めていただくということでございます。

6 ページでございます。健康増進施設として利用者の健康づくりに資する取組が提案されていることでございますが、トレーニング室が整備をされておることによりまして、一般客にも利用者の声を館内に提示するなどして、誘客に努めたいということとなっております。

こちらの施設でございますけれども、特に地域の方に御利用いただいている施設ということでございますし、引き続き地元の企業でございます飛騨ゆいさんに運営いただけるということで安心して利用いただけるような施設になるんじゃないかというふうに思っております。私からは以上です。

●委員長（森要）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

討論なしと認め、討論を終結します。これより採決をします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（森要）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長（森要）

ここで、説明職員入替えのため暫時休憩とします。

（ 休憩 午後 1 時 56 分 再開 午後 1 時 57 分 ）

◆再開

●委員長（森要）

休憩を解き、会議を再開します。

◆議案第118号 飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例について

●委員長（森要）

議案第118号、飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。説明を求めます。

□宮川振興事務所所長心得兼地域振興課長（清水則久）

それでは、議案第118号について説明させていただきます。

提案理由、行政区の統合に伴う改正です。

制定改廃の根拠等でございますが、市独自の改正です。

条例の概要についてです。行政区の合理的な運営を目的として、既存の4つの区（打保、戸谷、塩屋、中沢上）において、令和7年10月に統合の申出を受け、新たに金清区とすることに伴い、条例を改正するものです。

市民への影響についてです。地区の要望に沿った改正を行うことにより、市との連絡調整が円滑化され、災害発生時等の情報共有等も迅速となり、より効率的な行政運営が可能となるものです。

施行日は令和8年1月1日です。以上で説明を終わります。

●委員長（森要）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（住田清美）

行政区の合理的な運営を目指して統合されたということなんですけれども、今後、まだ宮川の町の中において統廃合を検討されているような区はあるんでしょうか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□宮川振興事務所所長心得兼地域振興課長（清水則久）

今のところそういった話はこれ以降聞いておりません。

○委員（住田清美）

人口も減っていく中でなかなか大変だと思うんですが、私、ここにちょっと総務課の職員がいたら聞こうかと思ったんですけど、今、全体的にやっぱり人口減少の中で、宮川町に限らず古川の町の中ですら統廃合とまでは言いませんが、議員の成り手不足と相まって区長さんの成り手不足というのが顕著にいろいろなところであるんですけれども、市長がお見えですので、行政区が果たす役割ってたくさんあると思うんですけれども、市として行政区に期待といたしますか、こういうことをしてもらいたいということ、また、成り手不足も今後あると思いますが、その辺のことはどうお考えでしょうか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

飛騨市の行政区、とりわけ古川町の行政区というのは、いつもお話するんですが江戸時代の天領の時代に遡る歴史があって、その意味では本当に地域全体を経営していく上で、不可欠な役割をずっと果たしてきたと思うんですね。ただ、重要な役割ということはその分役割が多いわけになるので、時代が変化する中で今おっしゃったように区長の負担が、いろんな声があるのは承知をいたしております。

ただ、やっぱり市民協働といいますか、市民主体の地域の維持というものを考えていく上で、先ほどの高原委員からのお話じゃありませんが、全部市がやるということができなくなってくる中では、行政区というのはやっぱり非常に重要なものだというふうに思っておりますので、まずは行政区はしっかり役割を果たしていただくようにしていく必要があるというのは根本ですね。

その上で特に必要だと思われる役割というのはやっぱり防災だと思っております、これが一番大きな役割だと。今、各地域で防災士の育成を協議会をつくってやるというのを前回の議会でもお話をしていますけども、こういったことを通じて防災の備えといいますか、災害への備えというものをしっかり行政区としてやっていきたいということが一番期待をします。

ただ、それと相まってやはり効率的な運営といいますか、今の区長の成り手不足もそうなんですけど、少ない人数で回すということになると負担も大きいということがあるもんですから、やはり統合というのは不可避だと思ってるんです。

ただ、これはいろんな歴史的な背景もありますから、市のほうから働きかけるものではないというふうには認識していて、お話があればしっかり応じていく、または介入するという、相談に入っていくということもあると思いますが、市のほうから持ち出すということは基本的にしないという方針でおるということです。

●委員長（森要）

ほかに質疑はございませんか。

なければちょっと私も一つ質問を、この名前の金清区というのは4つの区がそれぞれ住民からいろいろ意見を聞いて決められた案なのかどうか、その辺、分かっておれば教えてください。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□宮川振興事務所所長心得兼地域振興課長（清水則久）

この4つの区のところにあります塩屋のところには金清神社があると思います。ここを取って金清区というふうになったというふう聞いております。

●委員長（森要）

ありがとうございます。

ほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

討論なしと認め、討論を終結します。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（森要）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定しました。

◆議案第119号 指定管理者の指定について（飛騨市種蔵山里の暮らし体験施設）

●委員長（森要）

次に、議案第119号、指定管理者の指定について（飛騨市種蔵山里の暮らし体験施設）を議題とします。説明を求めます。

□宮川振興事務所所長心得兼地域振興課長（清水則久）

それでは、議案第119号、指定管理者の指定（飛騨市種蔵山里の暮らし体験施設）について説明させていただきます。

施設名称、飛騨市種蔵山里の暮らし体験施設。

指定管理者となる団体の名称、飛騨市宮川町、合同会社サステナブル宮川、代表社員、みやがわ開発合同会社。

指定管理期間は令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間です。

説明資料の1ページを御覧ください。

募集方法は全国公募です。

指定管理料は3年間で1,416万円です。

それでは、説明資料のほうへ移らせていただきます。

候補者からの申請内容について。まず、資料の20ページ、21ページのほうを御覧ください。よろしいでしょうか。

それでは、まず、法人等概要欄について説明させていただきます。

合同会社サステナブル宮川は、令和7年7月に設立された地域における実績がございませんが、候補者としては、宮川町の人口減少が進んでおりこれを止めることは困難な状態であり、この地域の未来をどうすべきかの地域課題を共同で設立された会社のそれぞれのノウハウでこれまでのつながりを大切にし、種蔵地区の農村の原風景を持続可能な形で後世に継承し、さらには、宮川町全体における地域の課題、目指す姿を築いていく目的とされております。

13ページのほうへお戻りください。内容審査に係る提案書及び採点表となります。

主な内容を説明します。2の①利用促進の方策が有効かつ実効性のあるものであることの提案の中で、表の右側でございますが、寄附型クラウドファンディングでのプロジェクトへの参加とふるさと納税、企業版ふるさと納税のほうも含めましてですけれども、そういった活用を行い、棚田や板倉の景観保全と生活文化の維持発展のための仕組みづくりについて提案があります。

続いて、15ページをお願いいたします。2の④地域住民等との協働の効果を生かし、運営が期待できることの提案については、種蔵地区の環境保全活動への参加や地域の方々の困り事に対す

る見守りサービス、座談会を開催しまして、住民との対話を図る提案があります。

16ページをお願いいたします。個別項目でございます。5の②地域資源を生かして多くの関係人口を呼び込み、施設利用へつなげる提案については、これまで飛騨市ふるさと種蔵村が行っておりますmyみょうがプロジェクト、そばオーナー制度などの開催にスタッフが参加することや、民家等の利用も施設利用者以外にも地域住民やイベント参加者が気軽に立ち寄れるとの提案があります。

右下一番下でございますが、全体の得点は68点です。合格基準の50点をクリアしているところでございます。

最後に、18ページをお願いいたします。人員配置等の計画についてですけれども、統括責任者を含む社員3名のシフト編成で24時間対応とし、緊急時の対応や各業務の安定的な運営体制が構築されております。

また、地元雇用については、体験統括責任者を地元人材に任せる合意が得られており、携わるスタッフについても積極的に地域住民などへ声をかけられるというふうで聞いております。以上で説明を終わります。

●委員長（森要）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（住田清美）

今、お話を聞いて、大変この板倉と棚田のまた夢のある運営ができるのかなという期待はいたしておりますが、人員配置の中で正社員さんもいらっしゃって地元雇用も積極的に考えているということで、私一つ、レストランとかイタリアンがとかシェフがとかという言葉が出てきたので、そこにちょっと期待をするところなんですけど、特に中核となるシェフについては、これはもう人材の確保、めどはついていっているんでしょうか。そしてこのレストランとかというのは、毎日営業されるのか、予約制で営業されるのか、その辺分かったら教えてください。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□宮川振興事務所地域振興課産業振興係長（土田憲司）

こちらのシェフのほうですが、まだ指定管理が決定している状況ではないので、まだ目星がついている状況ではないというふうに聞いております。

ただ、合同会社の中でアール・エ北陸さんのほうでいろんなつてがあるということを確認しておりますので、そういった中で素晴らしい人材を配置したいというふうな案を聞いております。

あと、レストランの営業についてですが、最初から毎日というのはとても難しい状況ですので、徐々に体制を整えていきまして、いずれは平日そして休日といったできるだけ多くの日数の経営ができればということを考えているということ聞いております。

●委員長（森要）

ほかに質疑はございませんか。

○委員（高原邦子）

役員のところには代表社員、みやがわ開発合同会社、職務執行者とか業務執行社員、それから業務執行社員また書いてあるんですが、これってどう違うんですか。こういう言葉というのは。職

務を執行するのはみんな職務は執行するのに、そして業務執行と職務執行との違いとか。その辺はどうこれ捉えたらいいんですか。会社法か何かでこれ規定されてるんですか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□宮川振興事務所地域振興課産業振興係長（土田憲司）

申し訳ございません。ちょっとそちらのほうについてはちょっとすみません、分かりかねておりました、すみません。

○委員（高原邦子）

分かりかねるといのはどういうふうに捉えたらよろしいのでしょうか。これ申請者に関する事項って出てきてるわけなんで、それは皆さんチェックされてると思うんですが。内容分かってオーケー出してると思うんですが、その辺いかがですか。

◆休憩

●委員長（森要）

暫時休憩とします。

（ 休憩 午後 2 時13分 再開 午後 2 時14分 ）

◆再開

●委員長（森要）

休憩を解き、会議を再開します。

答弁を求めます。

□宮川振興事務所所長心得兼地域振興課長（清水則久）

業務執行役員というのが、会社の業務を執行する業務を持つ社員ということで、取締役を相当するところでございまして、こういった場合は株式会社の取締役に相当しておりまして、この事業計画を策定する対外契約とかまた、資金管理などの経営全般を行うというものでございます。

原則としましては、合同会社では社員全員が業務執行社員となりますが、定款で特定の社員のみ業務執行役員と定めることもでき、こういった場合、この社員は経営に関与せず、出資のみを行うというようなこととされておるようです。

△市長（都竹淳也）

簡単に言うと、合同会社というのはお金を出す人と経営者が同じという仕組みで、経営に入る人は執行社員というんです。

今回法人なので、法人が執行社員になってるという、こういうことですね。ただ、今言ったのは、実際にはお金だけ出して運営に携わらないよということも可能なので、そういう人は社員というんですけど、通常は経営に関わるので執行社員というふうになっているという、こういうことですね。なのでこういう形になってる、会社が社員になってると、こういうことですね。

◆休憩

●委員長（森要）

暫時休憩とします。

（ 休憩 午後 2 時16分 再開 午後 2 時21分 ）

◆再開

●委員長（森要）

休憩を解き、会議を再開します。

先ほどに引き続き、答弁を求めます。

□宮川振興事務所地域振興課産業振興係長（土田憲司）

先ほどの合同会社サステナブルみやがわの会社形態についてちょっと御説明いたします。

合同会社として3社が入っております。みやがわ開発合同会社そして株式会社アール・エ北陸そしてH・C建設の3社となっております。

そのうち業務執行社員として経営に携わるのが、みやがわ開発合同会社そして株式会社アール・エ北陸となっております。H・C建設のほうは社員という形で加わっております。

○委員（澤史朗）

何かようやく安心できる指定管理者というような感じなのですが、なかなかこの施設、紆余曲折がありながら、建設から20年たってるかなど。合併して2年目ぐらいにできた施設かなというふうにして思っておりますけれども、これは新しい指定管理者なので3年ということかとは思わんですけれども、ちょっと前の資料探してたんですけどなかなか前回の指定管理料だとちょっとそれが出てこなかったのでお聞きしますけれども、この指定管理料自体は前回の指定管理料と比べて、大体同等の額なのか教えてください。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□建築企画監（田中義也）

まず、すみません、最初の指定期間の話ですけれども、今回、新たな方が選ばれたので3年になったわけではなくて、本来、指定管理者制度継続施設なので、市の本来基準から言えば5年間なんですけれども、先ほどおっしゃっていただいたようにちょっといろいろ紆余曲折があって、設立当初から期が変わるたびに指定管理者が変わっているので、ちょっと今回3年間という指定管理期間で様子を見ると言う失礼ですけど、募集をさせていただいたところが3年になった経緯でございます。

あと、指定管理料につきましては、令和5年度から賃金物価のスライド制度を導入しておりますので、スライド制度導入後の金額でいきますと令和6年度と比較して若干、ほんの20万円ほど減った程度ですので、スライド制度導入後の金額と比較すれば同等程度の指定管理料を算定しています。

●委員長（森要）

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

●委員長 (森要)

質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

●委員長 (森要)

討論なしと認め、討論を終結します。これより採決をします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

●委員長 (森要)

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定しました。

休憩

●委員長 (森要)

ここで、説明職員入替えのため、暫時休憩といたします。

(休憩 午後 2 時25分 再開 午後 2 時26分)

◆再開

●委員長 (森要)

休憩を解き、会議を再開します。

先ほどの議案第119号につきまして、訂正の申出がございますので許可をいたします。

答弁を求めます。

□建築企画監 (田中義也)

先ほど種蔵の宿の指定管理料の比較の件で回答させていただきましたが、ちょっと私、ゆうわ〜くはうすの欄と間違えておりましたので、答弁訂正させていただきます。

今の種蔵の宿につきましては、令和6年度の実績と比較して53万円増という積算となっております。

●委員長 (森要)

よろしいですか。ありがとうございます。

◆議案第120号 飛騨市保育所条例の一部を改正する条例について

●委員長 (森要)

それでは、議案第120号、飛騨市保育所条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長 (野村賢一)

それでは、議案第120号について説明をいたします。

4 ページの要旨を御覧ください。提案理由は、飛騨市立旭保育園の廃止に伴う改正であります。改正の趣旨ですけれども、神岡地区における保育所再編として、令和 7 年度末で公立の旭保育園及び私立の双葉保育園を廃止し、令和 8 年度より新たに公私連携型保育所型認定こども園を設置することから、旭保育園を本条例から削るものでございます。

加えて、飛騨市保育所給食センターは給食提供範囲が旭保育園のみであるため、旭保育園の廃止に伴い飛騨市保育所給食センター条例を廃止するものでございます。

市民への影響ですけれども、旭保育園の園児は、新設する公私連携型保育所型認定こども園へ転園します。区長会や利用者である保護者にはもう既に説明を行っておりまして、理解を得られております。

それから給食ですけれども、新設いたします公私連携型保育所型認定こども園において提供をされます。

施行日は令和 8 年 4 月 1 日です。説明は以上です。

●委員長（森要）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（高原邦子）

今、保護者とかそういったところに説明はして理解は得られているということなのですが、その際、いろんな意見が出されたと思うんですが、不安とかそういった声はどのようなものがありましたでしょうか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□市民福祉部参事兼子育て応援課長（舟本智樹）

令和 5 年からこの話は始まっておりまして、いろんな保護者とか地元とか、そういうところに説明をしてきたんですが、今年度 9 月なんですけど、もう近くなってきたもんですから保護者の方を対象に説明会を神岡公民館のほうで行わせていただきました。

そのときの参加人数が 50 人ぐらいでということで、結構やっぱり関心が高いなというふうに感じておりました。そこで一通り今までのことも含めて御説明申し上げたんですけど、どういう質問とかがあったかというところでございますが、園バスがどういう形になるかみたいな話で双葉保育園のほうは有料で、こっちのほうは無料なんですけど、ただ、玄関まで双葉保育園は送っていただけるので、その辺の話をしたら納得していただいたというか、そういうふうに感じました、私どもは。

それと通園かばんとか、そういう準備品が買い直しとかあるのかみたいな話なんですけど、それはもう既に全部統一されておりますので、新たに買うとかというそういう必要はなくて、その辺の基本的なところだけで、特にそういう不安があるとかそういう話はなかったというふうに認識しております。

○委員（住田清美）

旭保育園の園舎の今後の利活用なんですけれども、神岡の子供たちからもいろんな提案があったというふうには聞いておりますが、これは残していくのか、どうやって活用していくのか、いつ頃までに結論を出すのかということが分かっておりましたらお知らせください。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□市民福祉部参事兼子育て応援課長（舟本智樹）

学校といろいろと打合せをして6年生がいろいろということ、今、委員がおっしゃったとおり神岡小学校の6年生を対象にした、旭保育園の園舎をどうやって活用するかという話でいろいろ御提案いただきまして、本当にいろんな大人が考えるよりもいろんな意見がありまして、例えば、動物と触れ合うところがいいとか、そんなような意見、あとは勉強スペースとかそういうのが出てくるなという予想はあったんですけど、そんな話がありまして、神岡のほうにはちょっと小さい子、子育て支援センターはあるんですけど、やっぱ小学生の部分とかそういうのがまだ手薄でございますので、何とか旭保育園をそういう形の、もうちょっと大きい子とか、そういう子供たちの場所にできればなということで検討はしております。

それで、一応令和8年度から新園舎のほうに神岡認定こども園が移りますので、そこから来年度は例えば、設計なりなんなり、そういう整備をするすればそういう予算とかを盛り込みながら、令和9年度とかそのぐらいにある程度の形ができればいいかなというふうに考えております。

●委員長（森要）

よろしいでしょうか。

○委員（澤史朗）

今回の改正には直接関係ないんですが、今、この条例を見せていただいてここにも保育園が条例上はあるんだなということを見せていただいたんですけど、和佐保にある柝洞保育園、これはどういういきさつでまだ条例上に残っているのか。ちょっと今回の改正には直接関係ないんですけど、もし説明いただけたらと思ひまして。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□市民福祉部参事兼子育て応援課長（舟本智樹）

柝洞保育園でございますけれども、まだ条例のほうに残ってるという一番大きい理由は、一応休園状態で、なぜ休園状態が続いてるかという話なんですけど、補助金をいただいている関係で補助金、御存じいろいろ出てくると思うんですけど、施設を廃止するときに補助金返還という状態にならないということをちょっと気をつけていかなんところがありまして、ただ、柝洞保育園、耐用年数でよく言うんですけど、耐用年数過ぎればというところと実際に保育園で10年間は使っていないと地域のニーズがなくなったから廃止するという特例も使えなくて、これは昭和52年から昭和60年までの間、8年間の営業で休止になっておりますので、その辺りのことがあって、ちょっと今からまた、もうある程度建物の年数とか過ぎておりますので、ここからちょっと国、県に協議させていただいて、市としてはそういう補助金返還とかそういうお金を使わないような形で廃止というふうに持っていけたらというふうに思っております。

○委員（高原邦子）

本当に私が町議になった頃も休園状態でずっとなってるんで分かるんですけど、こういったものの維持管理というのはかかってはいないですね。その辺がちょっと心配なんですけれども、いかがですか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□市民福祉部参事兼子育て応援課長（舟本智樹）

特段、建物自体は御存じのとおりちょっとああいう地域でございますので、手間とかかかってないですけど、地代がかかっておりまして、ただそれがまたああいう地域ですので、年間1万2,000円とかなんですけど、なので今のところはそれほど市のお金を出してるという状況ではございませんので、ちょっとその辺りもあってでございます。

○委員（高原邦子）

これは市長にお願いしなきゃいけないのかもしれないけど、こういったところは日本全国あると思うんです。日本全国にあって、何ともなるのかというところあると思うんですよね。そして、これだけ時代が進んできて、過疎化とかいろんな問題が出てくる中に、やっぱり補助金が入ってるからということでそのままとかといって、本当の活力になるような使い方もできないし、維持していくのに今の栃洞はいいんですけど、もっとお金かかっているところもあると思うんで、そういったところを国とかそういったところで、いろんな全国の市長さんやら知事さんたちと働きかけて、国の制度、何十年前からできてる制度か分かりませんが、見直してもらえるような、実際に合うようなそういったものに変えていく努力というのはできないものなんでしょうか。市長にお願いしたいですが。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

先ほどの山之村牧場の話もそうなんですけども、やっぱり全国的にこういう話ありまして、全国市長会というよりはずっと個別に今までもやって、地元選出の国会議員通じて規制緩和という形で、これ補助金適正化法なんです。適化法と言われるんですけど、この補助金適正化法の見直し改正というものができないかという話は何度か持ち出してはおります。前政権のときに行政改革の担当大臣が少し話に関心を示してくれたということがあったんですが、具体の動きにはなっていないもんですから、ちょっとこれはまた違う形で働きかけたいと思いますし、また全国市長会でも一度議論をしてみたいなというふうに思っております。

●委員長（森要）

ほかに質疑はございませんか。

□市民福祉部参事兼子育て応援課長（舟本智樹）

先ほどの旭保育園の活用の件でございますけど、私、令和9年度ぐらいにはある程度の形と言いましたけど、令和9年度にある程度改修工事が入って、令和10年度からの予定でございます。訂正いたします。

●委員長（森要）

ほかにございませんか。

○委員（水上雅廣）

改修に入られるということは、予定としてこういうものに利用しながらこういう形にしたいというのはできてあるというふうに理解しておけばいいんですか。

△市長（都竹淳也）

いや、まだ全くできてないです。令和 8 年度でその辺りを検討して、設計がどの程度かかるかですよね。ほとんど直さずにいければもう令和 9 年度そんな大した工事じゃないと思いますし、多分大規模に構うって感じではないかなと思ってるんですけど、ちょっとその辺りは令和 8 年度中に検討したいなと思います。

●委員長（森要）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

討論なしと認め、討論を終結します。これより採決をします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（森要）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定しました。

◆議案第 121 号 飛騨市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

●委員長（森要）

次に、議案第 121 号、飛騨市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてを議題とします。説明を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

それでは、議案第 121 号について御説明いたします。

3 ページの要旨を御覧ください。提案理由は、児童福祉法に基づく乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるための制定でございます。

制定の趣旨ですが、乳児等通園支援事業（通称、こども誰でも通園制度）でございますけれども、これは令和 8 年度から全市町村において実施をする事業でございます。これは月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わずに時間単位で保育所等を利用できるという制度でございます。

市町村はそのために乳児等通園支援事業の設備及び運営について条例で基準を定めなければならないというふうにされておりますので、今回、基準について定めるものでございます。

その定め方ですが、設備及び運営に関する基準の主な内容といたしましては、職員の配置人数、事業所の設備や面積等、事業者による安全計画の策定、それから利用する乳児等を平等に取り扱う原則、虐待の禁止、これ全て国の法に準じて定めさせていただくものでございます。

市民への影響については、生後 6 か月から満 3 歳未満の児童が利用できるようになりまして、

子育て世代の多様なニーズへの対応につながるということです。

備考に書いておりますけども、御存じのように飛騨市は未満児の入園率が非常に高く、既に全地区で一時保育が実施されております。なので、こども誰でも通園制度に対する保護者のニーズというものは高くないと見込んでおります。

なぜかと申しますと、これ月単位で約10時間という決まりがございまして、それは一時保育でもカバーできるものと飛騨市では考えておりますので、ニーズは高くないと見込んでおります。

でも令和8年度からやらなければいけないので、まずは公立保育園、宮城保育園ですけども、1園で本事業を開始する予定としております。以上で説明を終わります。

●委員長（森要）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（住田清美）

説明を受けますと一時保育と内容的には変わらないのかなと思うところがあるんですが、今、一時保育が全園で行われておりますが、なかなか希望に沿えないところがあるみたいで、ですから多分一時預かりのスマイルキッズさんの稼働率も高いのかなと思うんですが、今現在でも一時保育で預かり切れてないのに、このこども誰でも通園制度と一時保育との差といいますか、どこで分けをするんでしょうか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□子育て応援課保育園係長（上野峻）

国のほうで一時預かり事業とこども誰でも通園制度のまず違いとしましては、目的と定義が違っているとされておまして、まず、一時預かり事業につきましては、保護者の立場からお子さんを一時的に預けたいというニーズに応えるものということで事業とされております。

こども誰でも通園制度につきましては、給付制度となっております、こちらはそういった保護者の状況によらず、子供の成長の観点から保育園を一時的に利用いただくものということで定義はされております。

また、今ほどのお話のとおりで、これまで一時保育をやってきておりますけれども、近年の実績としましても年間市内で200件余りの利用実績がございまして、なかなかいつでも全ての方が同時にお申込みをいただいたときに受けられるかというところは難しい部分もありますけれども、基本的には各地区で最低1園はサービスを提供しておまして、これまでも継続して多く利用もいただいているところでございます。

今回につきましては、実際に預かるという点のサービスについては保護者目線でいうとあまり変わらないというところはありますけれども、今言ったように上限が10時間という決まりがあるところ、また一時保育事業につきましては、月最大96時間まで利用できるというところでお預かりできる幅としては大きいところもございまして、基本的にはその辺りをまたお申込みをいただくときに、保護者の皆様にヒアリングをさせていただきながら、どちらの制度が適しているかというようなところを踏まえて、利用していただきたいというふうには考えております。

○委員（住田清美）

今のこども誰でも通園制度は給付型というような形なんですけども、利用料については、一時預か

りと子ども誰でも通園制度の預かりとは差はあるんですか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□子育て応援課保育園係長（上野峻）

まだ国のほうから明確に定められておりませんが、これまでの試行的事業の中で子ども誰でも通園制度については1時間300円ぐらいを目安にということをおっしゃってありますが、飛騨市のほうでは一時預かり事業、時間当たり250円ぐらいの設定になっておりますので、こちらはこれからその辺りを踏まえて、基本的には差のないような形で設定をしたいというふうには考えております。

●委員長（森要）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

討論なしと認め、討論を終結します。これより採決をします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（森要）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定しました。

◆議案第122号 飛騨市養護老人ホーム設置条例の一部を改正する条例について

●委員長（森要）

次に、議案第122号、飛騨市養護老人ホーム設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。説明を求めます。

◆休憩

●委員長（森要）

暫時休憩とします。

（ 休憩 午後2時47分 再開 午後2時48分 ）

◆再開

●委員長（森要）

休憩を解き、会議を再開します。

議案第122号の説明を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

それでは、議案第122号について説明を申し上げます。

14ページの要旨を御覧いただきたいと思います。提案理由につきましては、契約入所の導入等に係る和光園入所対象者の明確化及び使用料の制定等に伴う改正でございます。

改正の趣旨ですが4つございまして、1つ目は、高齢者等短期宿泊事業の対象者を明確にするための改正です。

戻っていただきまして7ページを御覧ください。左側の現行の欄の入所者の範囲、第4条第1号には略とございますけども、ここには老人福祉法の規定による被措置者ということがあります。

同じく2号が市町において特に入所の必要を認めたものとあり、この2種類しかございませんでした。

今回の契約入所の導入によりまして、右側の改正案にありますように入所者の範囲を明確にさせていただくということでございます。

ちなみに2号が短期宿泊事業、3号が居住に課題を抱える者、すなわち契約入所による入所者です。

居住に課題を抱える者の範囲としては、低額所得者、被災者、高齢者、障害者などが考えられます。

再び14ページをお願いします。今度は2つ目の契約入所の導入について説明いたします。契約入所につきましては、既に所管事務調査をされておりますので御承知のことと思っておりますけども、厚生労働省の通知により収容の余力がある場合に限り、定員の20%の範囲で契約による入所を認めるという取扱いでございます。

和光園の定員は50人ですから10人までが契約入所ができるということになっております。

近年、被措置者数は減少しておりますが、ここ3か月ほどで数名の措置が決定いたしまして、現在の入所者、実は準備中を含め44人というふうになっております。さらに、入所の相談中の方もございますので、契約入所が可能なのは当面5人前後になるんじゃないかなというふうに思っております。

3つ目は使用料の制定でございます。被措置者以外が入所する場合の室料を使用料として制定いたします。食費、生活上の支援・サービスは含んでおらずに1泊5,400円ということです。1か月では16万7,400円ということになりますが、これは指定管理者による積算を基に、市内の有料老人ホームやサービス付高齢者住宅等の料金とのバランスを考え設定いたしました。

4つ目が契約入所を指定管理者に行わせるための改正です。施設利用の許可及び取消、料金の収受を指定管理者に行わせます。なお、指定管理者に行わせるため、使用料は利用料と読み替えます。利用料は5,400円の使用料を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定めることができるというふうにしたいと思っております。

市民への影響ですけども、居住に課題を抱える者の住まいの確保に関し、現在よりも住宅の選択肢が増えるということになります。

施行日は令和8年1月1日です。以上で説明を終わります。

●委員長（森要）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（住田清美）

和光園の契約入所に関しては、総務常任委員会でも勉強の最優先課題として、この間市長のほうの提言にもさせていただいたので、本当に大きな一歩だと思っておりますが、この使用料の制定のところで、室料として5,400円、1か月で払うと大体16万7,400円ということなんですが、（4）のところで制定する額を上限として指定管理者が市長の承認を得て定めるということなので、これは上限なのでこれより安いことも考えられるのか。もし安く制定する場合は何をもってそのような額を制定できるのか、その辺お聞かせください。

●委員長（森要）

説明を求めます。

□地域包括ケア課長（佐藤博文）

議員御指摘のとおりこの5,400円という金額は上限額でございますが、この根拠といたしましては、さっき2号にありました短期宿泊事業、うちの要綱であるんですけども、その事業で、過去3か年の平均で大体定員50人で割ると大体1人、部屋の使用としてはこのぐらいかかるということの指定管理者側の積算を基に今回設定させていただいておりますのでございまして、実際の契約入所というふうになりますと、これよりももう少し安い金額で、あくまで短期入所というのは緊急性のある事業で、指定管理者のほうも準備するのに結構労力がありますものですから、そういった契約入所の部屋というのはもう少し金額を抑えたような形で、この金額に関しましては、指定管理者のほうで契約入所の金額を決めまして、市のほうにこのような金額でいきたいんですけどということで、両方承認の上で設定されるという形になります。

○委員（住田清美）

それは例えば契約入所される方の所得があまり多くない場合は、そのような措置を認めていただけるというものなんでしょうか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□地域包括ケア課長（佐藤博文）

そういった所得、ある程度措置者につきましても今、実は市民税がある程度課税の方でも生活がある程度困窮しているということが認められれば、措置による入所というものも入所判定委員会にかけまして、そこら辺を入れることができるように、今、市のほうも入所判定における事務の判断も見直しをかけております。

ですので、この契約入所につきましては、あくまでも介護の要支援1、2とか要介護1とか、そういった介護の重度のレベルに応じて金額の変化をさせるような想定で今進んでおりますけど、所得に応じる金額の差というものは、まず措置のほうでそういった差をつけておりますので、まずそちらのほうを検討して、そういった生活に困ってみえる方なるべく措置のほうで対応いたしまして、この契約という方はそれほど生活にもあまり困ってないですけど、例えば家族の方が入院とかかれてこの方を家で見守る方がいない、冬の間だけでも入れてもらえないとか、そういったいろいろなケースに対応できるようなことを指定管理者さんのほうで、こういったケース

があるんですけどということをいろいろ判定いただく中で、入所を決定していただくというように運用にしていきたいと思っております。

●委員長（森要）

ほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

討論なしと認め、討論を終結します。これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（森要）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定しました。

◆議案第123号 飛騨市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例について

●委員長（森要）

次に、議案第123号、飛騨市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

それでは、議案第123号について御説明をいたします。

4ページの要旨を御覧ください。提案理由は、返還の要件を明文化するための改正でございます。

そもそも飛騨市看護師等修学資金貸与条例というのは医療福祉の人材確保のため、一定期間内に地元就職すれば、貸与した修学資金を返還しなくてもよいという趣旨の条例でございます。

それでは、今回の条例改正の趣旨です。当該制度は、卒業後42月以内に市内医療・福祉機関等に就職した場合に、その勤務年限に応じて返還を免除できる仕組みですが、現行条例では、当該期限内に就職しなかった場合に貸与資金の全額を返還しなければならないことが不明瞭です。そのため、当該期間内に就職しなかった場合について明文化することで容易に制度が理解できるよう改正するものでございます。

もう少し詳しく説明いたします。3ページ、新旧対照表を御覧ください。ちょっと整理して聞いていただきたいんですけども、改正案のほうの第9条第1項第1号は、略となっておりますけれども、ここに規定されておりますのは、前条というのは第8条ですけども、前条第1項第2号から第5号までの規定により修学資金の貸与を廃止された場合というふうにあります。この第2号から5号というのが、退学した場合とか1年以上休学した場合、それから貸与の目的を達成することができなくなったときとかのケースを指しております。

今回新たに追加する条項は、第 3 条第 2 項に定める条件を満たすことができなくなった場合ということになります。

この第 3 条第 2 項というのが、卒業後 42 月以内に市内の医療・福祉機関等に看護師等として従事しなければならないという規定でございます。

今の条例のままでも読み込めなくはないんですけども、この 1 号を追加することで制度が理解しやすくなるということで、今回改正をさせていただくものでございます。

市民への影響はございません。

施行日は公布の日です。以上で説明を終わります。

●委員長（森要）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

討論なしと認め、討論を終結します。これより採決をします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（森要）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定しました。

◆議案第 124 号 指定管理者の指定について（飛騨市神岡ことばの教室）

●委員長（森要）

次に、議案第 124 号、指定管理者の指定について（飛騨市神岡ことばの教室）を議題とします。説明を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

それでは、議案第 124 号について説明をいたします。

施設の名称は、飛騨市神岡ことばの教室。

指定管理者となる団体の名称は、社会福祉法人飛騨市社会福祉協議会。

指定の期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 3 年間です。

指定管理者資料のほうを御覧いただきたいと思います。1 ページを御覧ください。

募集方法につきましては、非公募で行いました。

指定管理料につきましては、令和 8 年度の指定管理料は 749 万円、令和 9 年度、令和 10 年度と少しずつ増額し、3 年間の指定期間のトータルは 2,444 万円ということになります。

これは、人件費ほか運営に必要な経費でございます。この中身の詳細につきましては、27 ページの収支計画書を御覧いただければと思います。

次に、提案内容について御説明をいたします。少し飛んで24ページをお願いします。

表7-2は提案内容でございます。

続いて、25ページをお願いします。下段の個別項目を御覧ください。①ですが、ことばの教室を利用して児童が就学後になかよしキッズを利用し始めるケースが多いので、スムーズに往来しやすい環境を生かして密に情報共有を行い、療育の充実を図る。また、お互いの施設の職員が現場に入り合う人事交流の機会を設けるとありまして、放課後等デイサービスであるなかよしキッズとことばの教室の連携が図られる取組が提案されております。

②といたしましては、療育支援の専門職員が増える利点を生かし、現在社会福祉協議会が受託し、実施している神岡療育コーディネーター業務を継続・拡充していく。それにより、神岡地域の関係機関の連携を深め、療育が必要と思われる児童をことばの教室の利用につなげやすくするとありまして、神岡地域の療育支援の拠点としての取組も提案されております。

まさに今回の指定管理の趣旨はこのことにあります。

続いて、26ページを御覧ください。人員につきましては、現在、ことばの教室に勤務している市職員1名がここへ出向、同じく会計年度任用職員は社会福祉協議会へ転籍をするという形になります。

今後は職員がどちらでも行き来できるようになるということでございます。以上で説明を終わります。

●委員長（森要）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（澤史朗）

先ほどの指定管理料の説明のときに人件費というような話があったんですけど、27ページの収支計画書を見る限り人件費は変わらないんですね。有料利用者の見込みが毎年100人ずつくらい減っていくというところでの差額で指定管理料が増えているのかなと思いますけれども、この有料利用者の見込み数というのは、少子化に伴う人口減というところで計算をされてるんでしょうか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□市民福祉部次長兼総合福祉課長（都竹信也）

おっしゃいますとおり保育園に入ってからの子供の数で見ていくもんですから、実際の神岡地区の子供の数を見まして、大体今、何%ぐらいが療育を使っているところで割り出していった人数で積算をして見込んだということで、少し減っていくという想定にしております。

●委員長（森要）

ほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

討論なしと認め、討論を終結します。これより採決をします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（森要）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定しました。

◆議案第125号 指定管理者の指定について（飛騨市障がい者グループホーム）

●委員長（森要）

次に、議案第125号、指定管理者の指定について（飛騨市障がい者グループホーム）を議題とします。説明を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

それでは、議案第125号について説明をいたします。

施設の名称は、飛騨市障がい者グループホーム。

指定管理者となる団体の名称は、社会福祉法人吉城福祉会。

指定の期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間です。

資料のほうの1ページを御覧ください。指定管理者の募集方法は非公募とさせていただきました。理由は、これまでの実績から最も効率的かつ効果的な運営が期待できる団体であることまた、運営者が変わることで利用者の不安や混乱を招くおそれがあるためです。

指定管理料は0円です。

飛びまして、31ページの表7-2を御覧ください。2の欄を御覧ください。①のaの年度別の計画人数ですが、12部屋満床を想定しております。現在、満床ではございませんが、年度末には満床を見込んでおります。

特筆すべき新たな提案内容はございませんが、運営については指定管理者として3年間問題なく行われている実績がありますし、隣接する和光園と連携して近隣住民とも交流ができているというようなことで良好な運営ができていると認識しております。

34ページを御覧ください。人員配置につきましては記載のとおりでありまして、地元雇用8割を目指しておられます。

35ページから36ページは、1週間の人員配置表になります。以上で説明を終わります。

●委員長（森要）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（住田清美）

この障がい者のグループホームにつきましては、本当に飛騨市にとって長年の夢であったところなんです、ようやく12床満床で計画もされて、利用見込みもあるということなんです、それ以上の利用希望というのはいかがなんでしょうか。まだまだ足りない状況なんでしょうか。民間でもグループホームさんとかやられてるところもあるんですが、それらも含めいかがでしょうか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□市民福祉部次長兼総合福祉課長（都竹信也）

今のちょうど利用者の状態像、それほど重度というわけでもないあたりで対応いたしていこうということでございますと、大体ちょうどいくらいの需要でございますと、今もちょっとあふれるほどではないと。ただ、もう少し状態像が重い方ですと、ひよっとするともう少し受入れをしてほしいという方がいらっしゃるかなとは思いますが、今のところは、ちょうどいくらいというふうに御理解いただければと思います。

○委員（住田清美）

重度の方も含めそういう利用希望の声があったときには、増床されるのかあるいは和光園の空室を障がい者グループホームに転用させるような国の方針が出てくれば、そういうふうなこともできるかもしれないんですけども、利用者の声があった場合は考えていただけるのでしょうか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□市民福祉部次長兼総合福祉課長（都竹信也）

こちらについては、やっぱりスタッフの対応力ということになりますし、その数も十分必要なスタッフ数があるということで、現状ですとスタッフの部分でいきますとそこまでの体制を整えるというのがちょっと難しいのかなというふうには思っております。

ですので、グループホームとしては現状並みのグループホームの運営ということになっていこうかなということで、重度の方につきましては、また別の形で圏域も視野に入れたり、今の地域生活支援拠点といった考え方で、在宅の中で様々な工夫でやっていくというようなことを想定しております。

●委員長（森要）

ほかに質疑はございませんか。

○委員（水上雅廣）

収支計画書ですけど、最後の収支ですけど、3年目から赤字になっていくという計画になってますけど、この辺りはどう考えてみえるのかとかいうか、指定管理料で補うとかいうか。これを見ると多分人件費のところ、ここら辺りは大事なことやとは思いますが。やっぱり賃金のことがあって、特にこういう職種に携わる人たちの賃金について一生懸命考えていってやってあげてほしいと。そうしたところで最終的赤字が5年目で赤字、多分これを続ければその後また赤字が増えるような感じに見えるんですけど、その辺りの考え方、できれば補うようなことも別建てでやってあげてほしいなというようなことを思うんですけど、どうでしょうか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□市民福祉部次長兼総合福祉課長（都竹信也）

収入のほうが今でも国のほうでも多少報酬改定で上げようというような流れはございますが、ちょっと先々までは増額改定を見込むということはできませんので、このような感じで人件費がどうしても昇給していく分がこういったマイナスになっていくということでございますが、ただ、

今、吉城福社会さん、神東会さんと一緒に連携推進法人共創福祉ひだも含めて、全般的な経営改善ということで法人全般の中での経営のことをしっかりやっておられますので、こちらのグループホームや障がい分野についても、結構こちらについては介護よりはまだちょっと見通しとしては安全パイという感じで見込んではあるということも聞いておりますので、ちょっとこちらの計画上はそういったマイナスも出ておりますけども、法人全体でそこは合わせていってくださるというふうに思っております。

●委員長（森要）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

討論なしと認め、討論を終結します。これより採決をします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（森要）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定しました。

◆休憩

●委員長（森要）

ここで、説明職員入替えのため暫時休憩とします。

（ 休憩 午後 3 時15分 再開 午後 3 時19分 ）

◆再開

●委員長（森要）

休憩を解き、会議を再開します。

◆議案第126号 飛騨市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例及び飛騨市国民健康保険病院事業及び飛騨市国民健康保険直営診療所の使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例について

●委員長（森要）

議案第126号、飛騨市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例及び飛騨市国民健康保険病院事業及び飛騨市国民健康保険直営診療所の使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。説明を求めます。

□病院事務局長（佐藤直樹）

それでは、議案第126号について説明させていただきます。

資料の6ページをお開きください。提案理由です。病床数の内訳並びに差額室料の単位及び金額を変更するための改正となります。

改正の趣旨及び内容についてですが、看護師数の不足により夜勤ができる看護師の調整に苦慮しており、2病棟体制を維持することが困難となってきていること。また、診療報酬改定に伴い療養病棟の受入れ対象入院患者が厳格化されたことで、療養病棟である2病棟の入院患者が激減しているため病床数を再編するものです。併せて室面積や設備の実態を考慮し、一般病床の差額室料を見直すものです。

具体的なところで4ページをお開きください。改正案の右側のほうになりますが、一般病床を54床から60床とします。療養病床は27床から21床に変更します。合計の病床数81床の変更はありません。

続いて、5ページをお開きください。差額室料についてです。これまで一般病床と療養病床にAからDまでの個室と2人部屋がありました。今回、一般病床とすることで全てを個室ということでのABCの3種類に分類します。

A室が3,300円、B室が4,400円、C室が5,500円と改めます。

では、6ページにお戻りください。市民への影響についてです。病床稼働状況から市民に不利益な影響は想定されません。

施行日は令和8年1月1日です。以上で説明を終わります。

●委員長（森要）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（高原邦子）

確認なんですけど、今、普通の1人部屋ばかりだから入院すれば3,300円ですか、これ。A室、取られると。今までだったらベッド代は取られない方がいたんですが、その点でいろいろ文句とかいろいろなことは出てこないんですか。これ大丈夫なんですか。

●委員長（森要）

説明を求めます。

□病院事務局管理課長（古田幸嗣）

これまでの料金から実質値上げをするという形になりますので、その値上げ分につきましては、私どもも大変心苦しく思っているところでございます。

ただ、それにいたしましても、値上げはしましたが、他院と比較いたしましてもより安価な室料となっておりますし、その部分をしっかりと御説明させていただいて御理解のほうをいただきたいと、そういうふうを考えております。

□病院事務局長（佐藤直樹）

ちょっと追加で説明をします。多床室はそのまま残っておりますので、個室の部分の改定ですので、これまでどおり差額を取らないベッドというのが大半になります。

○委員（高原邦子）

それならば言うんですけど、もっと高くしてもいいんじゃないですか。よその病院なんかこん

な額じゃないですよ。今、一番安くても1万円超えてますよ、2万円、3万円、5万円とかって。これちょっと安いと思う、1人部屋。そういう意味なら、もう一度ちょっと考え直してください。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□病院事務局管理課長（古田幸嗣）

今、議員御指摘のとおりほかの病院のほうは比較的、一番多い価格帯で5,000円から1万円程度。都市部のほうになるともっと高い部屋とかもあるというようなことを調べております。

そういった中で、病院の中で相談して決めていったというところですが、トイレのあるなしであるとか、設備の状況等考慮して、ほかの病院に比べて多少老朽化しているということもございまして、急激に価格を上げると負担を感じる方もすごくいらっしゃるというようなことも考慮しまして、値上げ幅をちょっと若干抑えた形でしておりますので、またこれから動向を日々確認しながら、状況に応じてまた値上げのほうは判断していきたいと思っております。

○委員（澤史朗）

先ほどの第2条のところの病床数の一般病床と療養病床の病床数を変更して、全体としては条例上は変わらないということなんですが、実際のところは稼働できる病床数というのは減ってるわけですよね。そこというのは条例をこのまま全体の病床数81床は残したままで、実際の稼働数はそこに差が出てくるんですけども、そういった扱いでも条例上は構わないのでしょうか。単純な疑問なんですけれども、休止だからといったら復活するというのも状況によってはあるということでもよろしいのでしょうかね。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□病院事務局長（佐藤直樹）

先日の一般質問でも答弁させていただいたとおり、患者数の状況等を踏まえると、なかなかこのまま復活させるということは難しいと思います。ですが、ひとまず休床という形で療養病床の21床は考えておまして、また全く復活するようなことにもならないという状況になったところで削減という形になっていくかと考えております。

△市長（都竹淳也）

全員協議会のとときに少し話をしたんですけど、今、地域医療構想、国全体の中で病床数の削減は急性期の病棟を中心に進んでおまして、今、今回の国の補正予算でも追加がありましたけども、病床削減の補助金がございます。こうしたものの動向を見ながら変えていくということになるので、そういう意味も含んでの休床ということになってるということで、御理解をいただきたいということでございます。

○委員（前川文博）

この差額室料なんですけど、これ前にある療養病床と一般病床のA B C Dまであるんですけど、これと今の新しいほうのA B Cは一致してますか。全く新しいA B Cになるんですか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□病院事務局管理課長（古田幸嗣）

前の A B C D につきましては、基本的に現行の B 室というものが 3,300 円になっておりますが、こちらがトイレがついている部屋というようなすみ分けになっております。現行の C 室 2,640 円については、トイレのない普通の部屋。あと、これまで療養病床だった A 室、B 室につきましても、A 室についてはトイレのついてる若干広くまたソファのある、いわゆる特別室と言われる部屋で、B 室についてはトイレのある部屋というふうなすみ分けになっている中で、この新しく A B C と設置するものについて、A 室については、これまでのトイレのない部屋につきまして 3,300 円にすると、B 室につきましては、通常トイレのある部屋を 4,400 円にする。C 室、こちらにつきましては、トイレがある部屋ということに加えて部屋の面積が広く、また、ソファ等を設置する形で 5,500 円というふうな形で設置すると、そのようなふうと考えております。

○委員（前川文博）

そうすると今の新しい A 室というのは、現行のほうの一般病床の B が当てはまるということになるんですか。対比ではないけど、どれがどこに当てはまるのか、その辺をお願いします。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□病院事務局管理課長（古田幸嗣）

現行の B 室 3,300 円が今後改正案の中の B 室 4,400 円に当たるものになります。また、現行の C 室 2,640 円、こちらトイレなしの部屋になりますが、こちらが改正案の A 室 3,300 円に当たると、そのようなことで御理解いただければと思います。

改正の C につきましては、特別ということですので、現行の療養病床のほうで現在使っていた A 室 2,200 円が 5,500 円になると。そのように考えていただければと思います。

●委員長（森要）

前川委員、よろしいですか。

○委員（澤史朗）

今、前川委員との関連もあり先ほどの私のともちょっと関連があるんですけども、いわゆる条例上、一般病床と療養病床という設定がされてますよね。この差額室料のところ、条例上は療養病床があるのに、ここには療養病床の差額というのは全く出てこないですよ。カットされてますよね。そこというのは、結局、病床を区別するわけじゃなくて、もう一つにしてしまうところなんですけれども、ここであえて一般病床ということを書かなきゃいけないんでしょうかね。これも一般病床なくて 1 日につきその差額だけという表現、いわゆる先ほどのところで、2 種類の病床があるのにここには差額料は 1 種類の病床しか載ってないというところの整合性がちょっとないような、ぱっと見て。それはこれでよろしいんでしょうか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□病院事務局管理課長（古田幸嗣）

今回、病棟再編をするに当たって、療養病床のほうは休床にするというふうなことでございますが、療養病床を 21 床にする中で、個室のほうは用意しておりません。全部、療養病床の休床分は全部多床室になるものですから削除したと、そのようなことでございます。

○委員（前川文博）

もう 1 個確認します。全員協議会の資料のほうで 113 号室、これ、2 人部屋ですよ。これが 1 人部屋になるというふうに全員協議会の資料ではなっているんですが、今回の差額室料のほうは、今の現行では全室 2 人部屋なんですが、これは今度どこに該当しますか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□病院事務局管理課長（古田幸嗣）

すみません。先ほどの説明でちょっと説明が足りない部分がありました。113 号室につきましては、これまで 2 人部屋だったんですが、これを 1 人部屋にするという中で面積が広がるものから、この 113 号室につきましては、今後改正の 4,400 円の部屋にしたいということです。また、併せて御説明させていただきますが、107 号室につきましては、これまで 3,300 円の部屋ということだったんですが、この部屋につきましても面積がほかの部屋に比べて広いということです。この 113 号室と 107 号室につきましてはイレギュラーな形になりますが、ちょっとソファ等を設置する形で、113 号室は 4,400 円、107 号室についてはトイレ付で面積が広い部屋ということで 5,500 円の部屋にしたいと、そのようなふうに考えております。

○委員（前川文博）

ついでに教えてください。A 室、B 室、C 室はそれぞれ何部屋ずつあるんでしょうか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□病院事務局管理課長（古田幸嗣）

個室につきましては全部で 13 部屋になるんですけども、そのうち A 室につきましては 4 部屋、B 室につきましては 7 部屋、C 室につきましては 2 部屋。このような形に変更したいというところでございます。

●委員長（森要）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

討論なしと認め、討論を終結します。これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（森要）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定しました。

◆休憩

●委員長（森要）

ここで、説明職員入替えのため暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後 3 時37分 再開 午後 3 時40分 ）

◆再開

●委員長（森要）

休憩を解き、会議を再開します。

◆議案第127号 指定管理者の指定について（飛騨かわいスキー場）

●委員長（森要）

議案第127号、指定管理者の指定について（飛騨かわいスキー場）を議題とします。説明を求めます。

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

それでは、議案第127号、指定管理者の指定について（飛騨かわいスキー場）について御説明申し上げます。

1、施設の名称、飛騨かわいスキー場。

2、指定管理者となる団体の名称、株式会社飛騨ゆい。

3、指定の期間でございますが、令和 8 年 4 月 1 日から令和13年 3 月31日までの 5 年間でございます。

別資料のほうをお願いいたします。1 ページの一番下になります。議案第127号、候補者であります。今申し上げました株式会社飛騨ゆいということで、募集の方法は公募でございます。

指定管理料でございますが、5 年間で5,350万円というところでございます。

41ページをお願いいたします。提案書の主な内容を御説明いたします。41ページの 2 の①利用促進の方策が有効かつ実効性のあるものであることということでございます。

右側の枠ですけれども、有料人員は年間約 1 万3,000人を見込んでおるということでございます。

中ほどの B の管理の目標を達成するための具体的かつ有効的な方策ということで、小さな規模のスキー場ということで、オールシーズンでアットホームにすべく、接客方法なども子供の視点で注意を払うことと、子供の成長につながる環境の提案や足を運びやすくするために、ファミリーに対する価格設定を行うことや SNS で家族や成長をテーマに情報発信を積極的にされるという御提案です。

また、その下の枠の中でございますが、市民ファミリースキー場という観点から、子供たちや引率の保護者に向けた企画を提案されます。

レストランメニューを子供にも優しくアレルギー表記に留意されるということや、スキーシーズンだけでなく、いわゆるグリーンシーズン、オフシーズンの利用も促進するために夏のアウトドアに向けてキャンプや子供向けのキャンプ体験等も提案し、子供たちの成長を促すための企画も提案されておるところでございます。

次、2の②利用の利便が図られ、質の高いサービスの提供を期待できることですが、eのその他、利用者へのサービス提供の配慮という枠の中でございます。

ウィンタースポーツ以外でのお客様の配慮として、インタービーイング、これ別の団体でございますが、連携を図って、食事処での憩いの場の提供、さらには子供の引率で待機している保護者の方のためにキッズエリアを設けて充実化を図るという御提案がございました。

42ページをお願いいたします。下のほうの5、地域資源を活用したスポーツ及びレクリエーション振興のところの①でございます。

市民がスポーツに関心を持ち、誰もが自由にスポーツ活動に参加できる環境を整備する提案がなされていることということで、右側の欄でございますが、スキーやスノーボード以外で地元地権者と連携を図り、スノーシューを使用しての散策ルートの設定やグリーンシーズンは、薬草会などと協議し、薬草イベントでゲレンデ内を散策するような企画の提案がございました。

また、スキー教室について、スキーはちょっと用具にお金がかかりますので、このところの金銭的な配慮ということで学校と協議をしてスキーを無料で貸出し、一人でも多くの子供たちにスキーを楽しんでもらえる環境を提案ということがございます。

また、その下でございますが、ソリ等の子供たちが気軽に遊べるレンタル品の価格を安価にし、さらには不定期でシニア層と遊べる竹スキーの教室の提案や昔遊びを楽しめる場所を提供ということで、これら市民のための楽しめる、広い年代の方が楽しんでいただく、市民の健康増進という趣旨でございますので、これらを評価するというところでございます。

43ページの上段のほうに点数でございますが69点とあります。合格点をクリアしております。

44ページにつきましては人員配置計画、45ページは収支計画書、46ページは法人等の概要書をつけておりますので、御覧いただきたいと思っております。説明は以上です。

●委員長（森要）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（水上雅廣）

指定管理の件で先般一般質問もさせていただきましたけども、そのときに飛騨かわいスキー場について見直しをかけたんだと。電気料金、それから人件費、そういったものが減少できるようにということでゲレンデの縮小を図りましたというお話でした。そのことが今の収支にちゃんと反映されているのかと、飛騨ゆいが受けるか受けんか分からん状態でそういうことやったということかもしれませんけど、飛騨ゆいのほうでは縮小についてどういう理解であったかというようなことをちょっと教えていただきたいと思っております。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□スポーツ振興課長（西田博和）

今の飛騨かわいスキー場の規模縮小といいますか、そういった御質問でございます。こちらにつきましては、いわゆる飛騨かわいスキー場というのが、今、総合政策指針のいわゆる今後の方向性を決める20施設のうちのひとつというようなこともございまして、今年度、夏ぐらいから次の公募に向けましていろんな検討をさせていただきました。

その中で現在の指定管理者でございます飛騨ゆい、そういったところともヒアリング等もさせ

ていただきまして、その中でひだ流葉スキー場がございますので、そちらとのいろんな業務の運営の比較、そういったことも行いまして、その上で、今回、第 2、第 5 リフトの縮減そして圧雪車の 1 台体制での運営、そういったことに関しまして、現指定管理者である飛騨ゆいにもちよっとお話をさせていただきまして、そのような内容を公募の要項に盛り込みまして、公募を行ったというような経緯でございます。

収支に関しましても、今回、いわゆる圧雪車に関しては燃料費、そして圧雪車の運転、オペレーターに関する委託費、そして第 2、第 5 リフトの光熱水費、こちらが削減されるというようなところで収支のほうを計算しておりますが、一方でいわゆる人件費の高騰、あるいは電気料金の高騰、そういったものもございますので、これをトータルしますとそんなに変わらないような指定管理料にはなってはしまったんですが、そういったところを考慮して収支の計算をしております。

○委員（水上雅廣）

第 2、第 5 については比較的用户が少ないということを言われました。そうなのかもしれませんけど、結構ファミリーゲレンデとして利用される方はそこそこあったかなと思ってます。要は圧雪の面積を減らしたいということですかね。要は 1 台体制とおっしゃったけれども、1 台で本当にきちんとできますか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

今、1 台で飛騨かわいスキー場の圧雪業務が賄えるかと、委員御指摘のように現在は令和 5 年度に購入した新車と中古車、10 年以上の経年をした 2 台体制で圧雪をさせていただいておるんですが、この間、飛騨市にはひだ流葉スキー場がございますので、そちらのほうの GIS の面積と作業効率、そういったものを鑑みまして、ひだ流葉スキー場のオペレーターの方にもその辺の効率性をいろいろヒアリングした中で、これはできるんじゃないかというようなことがございましたので、今回、令和 8 年度以降の指定管理料の業務の中で、その辺を調整させていただいております。

結論といたしましては、何とか 1 台で圧雪業務のほうをしていただけないかという考え方でございます。

○委員（水上雅廣）

機械のこともありますが、ひだ流葉スキー場と飛騨かわいスキー場を圧雪車が行ったり来たりはちょっと難しいと思うんです。要は 1 台を予備に置いとくと、更新機だけでやって、その後に 1 台中古購入しましたかね、それは置いとくという感じですか。本当に 1 台でちゃんとできるのかね。いや、そのひだ流葉スキー場のコースと飛騨かわいスキー場のコースって私、技術的なことは分かりませんよ。でも相当苦勞してゲレンデつくってますから、雪をあっち持っていきこっち持っていき、それこそ除雪と変わらんようなことまでしてやってるわけでしょう。本当にきれいに安全にゲレンデつくるというと本当に 1 台でいいのかなというのはちょっと疑問なんですけど、その辺りは飛騨ゆいのほうもちゃんと分かって返事してくれてるんですよ。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

その辺のあたりも圧雪車には御存じのようにアワメーターというものがございまして、それを精査して合わせました。そうしますと、いわゆるある月についてはアワメーターの増減が著しくなって実際に圧雪業務とそういったところがリンクしているのかということもいろいろオペレーターの方と実際にちょっとお話をさせていただいて、あと消費燃料費、アワメーターと軽油の燃料費の消費量がどうも合致しない部分もあったりして、そこら辺のことをちょっと鑑みながらヒアリングはさせていただきました。

それと、確かに委員おっしゃるようにそもそもゲレンデの角度とか斜度とか、いろんな谷があるとか雪を運ばなければならないとか、そういったところはございます。ただ、今のこの第2、第5リフトのところについては、圧雪は急な勾配とかいうところがあって入っていないというようなところ、むしろここは踏まずにスノーボーダーとかが新雪の上を滑走するというところが、このスキー場の呼び水といいますか、見どころというようなところで、そういうコアなファンもいらっしゃいますので、そういったところの圧雪は積極的にはしないというようなところで、実際の圧雪面積を鑑みたところ、1台で、あとは中古のところは令和5年度に買った大原の圧雪車がもしもという場合のサブ機というところで、何とかやっていただけんかなというところで、ゆい側とは調整をさせていただいたというところでございます。

●委員長（森要）

ほかに質疑はございませんか。

○委員（澤史朗）

経費の削減ということで、リフトを2つ休止して、あと、ロッジ、キューピットハウスなんですけど、平日営業は基本的に休止するというふうな内容になってますけれども、あとは特別な場合は平日でも開けるよということが書いてございますけれども、そうすると平日行った場合に飲食ができる場所は何か、それとも隣のところ、NOASOB Iが利用できるのか、できるのか、そこだけちょっと確認させてください。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□スポーツ振興課長（西田博和）

ちょっと詳しいことをまだお伺いはしてないんですが、今の飛騨ゆいとのお話の中では、例えば平日にいわゆるカップラーメンみたいなものの持込みもオーケーにするであるとかそういったような提案もちょっとされておりましたので、そういったこともされるのかなと思います。

●委員長（森要）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

●委員長 (森要)

討論なしと認め、討論を終結します。これより採決をします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

●委員長 (森要)

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長 (森要)

ここで、説明職員入替えのため暫時休憩といたします。

(休憩 午後 3 時56分 再開 午後 3 時59分)

◆再開

●委員長 (森要)

休憩を解き、会議を再開します。

◆議案第128号 飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例について

●委員長 (森要)

議案第128号、飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例についてを議題とします。説明を求めます。

□消防長 (堀田丈二郎)

議案第128号、飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

改正の内容は要旨にて説明します。8 ページを御覧ください。提案理由は、林野火災の発生原因の大半がたき火や火入れといった人為的な要因によるものであり、林野火災予防の実効性の向上を図るものです。

制定改廃の根拠は、今年 2 月に発生した大船渡市林野火災の教訓を踏まえ、総務省消防庁の通知に基づき所要の改正を行うものです。

改正の概要は大きく 3 点あり、1 点目は、火災警報発令中における屋内での裸火の使用に係る制限について、昨今の火の使用する設備、器具の変化を踏まえ、規定の削除を行うものです。

2 点目は、気象の状況が林野火災の予防上注意を要するときは、林野火災注意報または林野火災警報を発することができることとし、火の使用の制限に従うよう努めなければならないとするものです。

3 点目は、火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為に、たき火が含まれることを明確にするものです。

市民への影響は、降水量が少ない期間に林野火災注意報及び林野火災警報を発令した場合、山

林、原野等における火の使用を中止する等努めていただくこととなります。

施行日は令和 8 年 1 月 1 日です。説明は以上です。

●委員長（森要）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（住田清美）

市民への影響の中のところで林野火災注意報及び林野火災警報を発令しというふうに書いてありますけれど、これの周知の仕方というのは同報無線とかあるいは市のホームページなのか、そういうものを使って市民には周知してくださるのでしょうか。

●委員長（森要）

説明を求めます。

□消防本部予防課長（原保宏）

同報無線も使用しますし、ホームページでの周知も計画しております。必要に応じて警戒パトロールもしようかと思っております。

●委員長（森要）

ほかにありませんか。

○委員（澤史朗）

条例の改正のほうの 7 ページ、第 45 条第 2 項で、それぞれ第 1 項ではそれぞれの届けをしなくてはならないというところですが、いわゆるイベント時だとかそういったところですが、消防長は、届出の対象となる期間及び区域を指定することができるというふうで、それぞれのこの対象となる時は全てみたいな感じで考えておいてよろしいのでしょうかね。

●委員長（森要）

説明を求めます。

□消防本部予防課長（原保宏）

特に今回、林野火災を中心に考えておきまして、飛騨市内はほぼ林野に近いというところで、特段今のところ区域を指定するようなことは考えておりません。

●委員長（森要）

ほかにありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

討論なしと認め、討論を終結します。これより採決をします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（森要）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決

定しました。

以上で、当委員会に付託された案件の審査は終了しました。

ここでお諮りします。ただいま議決しました22案件に対する委員会報告書の作成につきましては、会議規則第109条の規定により、委員長に一任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

●委員長 (森要)

御異議なしと認めます。よって、委員会報告書の作成については委員長に一任することに決しました。

◆閉会

●委員長 (森要)

以上で、第11回総務常任委員会を閉会します。お疲れさまでした。

(閉会 午後4時05分)

飛騨市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

総務常任委員会委員長 森 要